

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 兵庫県神戸市兵庫区1丁目2番1号

事業者名 神戸市交通局  
代表者名 交通事業管理者 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西神・山手線、北神線 全駅	・西神・山手線、北神線全駅にホームドア設置（令和5年度完了）	・2駅設置済み
西神線 新長田駅	・エレベーター改修工事（9人→11人乗りに改修）（令和5年度完了）	・実施設計済み
山手線 三宮駅	・東エレベーター改修工事（13人→17人乗りに改修）（令和4年度完了）	・実施設計済み
山手線 湊川公園駅	・西改札口（コンコース階）～神戸電鉄湊川駅（コンコース階）～地上階にエレベーター設置工事（令和7年度完了予定）	・実施設計中

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす利用のお客様等	車いすをご利用のお客様が市営地下鉄に乗降される場合、ご要望があれば駅係員がスロープを使用して介助を行っています。その際、乗車駅係員から降車駅係員へ、乗車列車および乗車位置等を電話で連絡し、スロープにより介助を行うことで、ホームと車両の段差を不安なく乗降いただけるよう努めています。また、改札口には、「列車の乗降の際にお手伝いが必要なお客様はお気軽にお申し出ください」と表示した車いすのピクトグラムを掲出し、介助が必要な方はどなたでも気軽に声をかけていただくようにしています。また平成31年度において全駅鉄道車両用スロープに更新しました。	前年度から継続して実施しているため、現行計画と同様

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>高齢者、身体内部に障害があるお客様</p> <p>色覚に障害のあるお客様</p> <p>妊婦のお客様</p> <p>ベビーカー利用のお客様</p> <p>聴覚に障害のあるお客様</p> <p>知的障がいのお客様</p>	<p>優先座席のステッカーをわかりやすいものに変更するとともに、身体内部に障がいがあるお客様にも優先座席にお座りいただけるよう、使用するピクトグラムを交通エコロジィー・モビリティ財団がJIS認証を視野に入れ、ISOに申請しているものに変更しています。</p> <p>妊娠初期の妊婦のお客様への配慮を求めるマタニティマークの普及・啓発のため、優先座席ステッカーに掲出するとともに、駅構内にポスターを掲示しているほか、他都市から神戸を訪れた妊婦の方を対象に、西神・山手線三宮駅の「市バス・地下鉄お客様サービスコーナー」において、希望者にキーホルダーを配布しています。</p> <p>平成30年4月4日からは、ヘルプマークの普及・啓発のため、優先座席付近にステッカーを掲示しています。また平成31年3月より各駅窓口にてヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。</p> <p>乗客案内表示装置では、色覚に障がいのあるお客様にも見えやすいよう、明るさや色を調整しています（平成27年度に西神・山手線、平成30年度に海岸線更新）。</p> <p>西神・山手線及び海岸線車内の車いすスペース付近に、ベビーカーを折りたたまずにご乗車いただける旨を明記した「ベビーカーマーク」を平成26年7月から掲出することで、ベビーカー利用のお客様に安心して市営地下鉄をご利用いただけるようにしています（西神・山手線では、新たに導入している6000形車両のフリースペースにもベビーカーマークを掲出しています）。</p> <p>聴覚に障害のあるお客様や、知的障がいのお客様がイラストを指差すことで意思を伝えられる「コミュニケーションボード」を平成18年9月から地下鉄駅（26駅）に設置、平成27年度からは、これを4カ国語表記のものに変更しました。</p> <p>平成22年8月からは「耳マーク」を掲出することで、聴覚に障がいのあるお客様から気軽にお問合せいただけるようご案内し、筆談によるお問い合わせにお応えできるようにしています。</p>	<p>前年度から継続して実施しているため、現行計画と同様</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>障がいのあるお客様（お身体・知的・視覚・聴覚等）</p>	<p>介助方法のさらなるレベルアップを図るため、平成21年度から障がいのある方を講師に招き、2日間に渡って机上研修や白杖での階段等の移動や車いすを体験。介助の実技演習を行う「交通事業者向けバリアフリー専門研修」を助役及び駅掌に実施しており、令和2年度までに対象者全員が受講を終える予定でしたが新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年と令和3年は実施しておらず、令和4年度は実施した。</p> <p>R5年度／実施予定</p> <p>平成29年7月には、公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会みんなの声かけ運動推進会議に協力。海岸線三宮・花時計前駅を主なロケ地として、視覚に障がいのある方へのお声かけ啓発用DVDを作成し、職員への教育訓練などに活用しています。</p>	<p>R4年度実施：18名受講</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

三宮周辺には、交通局（甲冑地下鉄四神・山手線、海岸線）をはじめ、JR、阪急、阪神、新交通の6つの駅があり（以下、三宮ターミナル鉄道社局）、定期的に意見交換や協議を行っています。

平成29年5月に「交通事業者向け接遇ガイドライン」が制定され、合理的配慮の提供の具体例のなかで「乗換駅で車いす使用者や視覚障害者への対応として、本人の希望があった場合には、鉄道事業者間で連絡し、乗換改札口までの案内誘導をしている。」が紹介されましたが、三宮ターミナル鉄道社局からは、限られた駅係員の配置人数から、対応に苦慮していると報告がありました。

そこで、合理的配慮を提供するにあたり、事業者が過重な負担に当たると判断した場合は、代替処置を選択しても良いことになっていることから、誰もが移動しやすいまちの実現に向け、当局より代替処置として、三宮ターミナル各駅間における「神戸三宮 駅乗り換えルートマップ（チラシ）」を作成（H30. 12発行）。この内容を各社と共有して、お客様のご案内に活用しています。

なお、このマップはユニバーサルデザインの考えから、車いす利用のお客様、高齢者、ベビーカー利用のお客様等が三宮ターミナル各駅間を移動しやすいよう、エレベーターを利用して移動するルートを記載。また、それぞれの出入口に設置されているエレベーターを写真入りでわかり

(3) 報告書の公表方法

神戸市交通局HPにて公表予定

(4) その他



移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1

事業者名 神戸市交通局

代表者名 交通事業管理者 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。